

# 岡山市認知症伴走型支援事業業務委託

# 質問回答

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	岡山市回答
1	様式 3	—	—	添付資料としてパンフレットやリーフレット（認知症カフェ等）、その他、写真等を添付可能でしょうか。または今回は各様式のみ（所定の枠内）でしょうか。	ご提出いただく応募者の概要、企画提案書の詳細は、添付資料を用いて説明する形で問題ありません。添付資料としてパンフレットやリーフレット、その他写真等を添付する際には、各提出書類の正本を除き、提案者が判別できるような記載は行わないください。また、様式 3 に別添資料がある旨を記載し、添付資料には様式 3 のどの部分に該当する資料が分かるように明示してください。
2	岡山市認知症伴走型支援事業実施要綱	2頁	第 8 条 (2) (3)	第 8 条 受託者は、事業の実施に際し、次に掲げる事項に留意することとする。 (1) 介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは、本事業に係る委託料を充てて実施する事業の対象としないこと。 (2) 伴走型相談支援は、認知症高齢者グループホーム等が実施している介護サービスとは別で行われるものであるため、当該介護サービスの提供業務に従事する時間帯と、本事業に従事する時間帯を明確に区別すること。 (3) 管理者等の常勤専従の職員が本事業に従事する場合には、業務に支障のない範囲の中で、各々の職務に従事する時間帯を明確に区別すること。 ↑上記 (2) (3) の常勤専従職員の時間帯を明確に分けている根拠はどのように明示すれば良いでしょうか。	常勤専従の職員がどのような業務に従事している職員であるかを明確にし、その職員が専従業務以外のどのような時間帯で本事業に従事する予定であることを記載してください。今後、契約まで至った場合は、提出いただく実施計画書（要綱様式第 1 号）の添付書類として勤務体制表を提出していただくこととなります。その際は本事業とそれ以外の業務に従事する時間が分かるように勤務体制表に記載してください。
3	岡山市伴走型支援事業業務委託仕様書（案）	1 頁	5 (1) ①	「伴走型相談支援拠点となる介護サービス事業所において」とある職員は、人員を確保するうえで同一建物の他事業所職員や同一法人（岡山市以外）の職員も含めてもよいか	伴走型相談支援拠点に配置する職員については、人員を確保するうえで必要であれば、拠点となる介護サービス事業所以外の職員（同一建物の他の事業所、同一法人（岡山市以外を含む））を含めても差し支えありません。その際は、他の事業所で勤務している時間帯と本事業に従事する時間帯を明確に区分し、勤務体制表に記載してください。